

※保険料の納め方により年間の支払回数が異なるため、各期の支払額は表記中保険料月額とは異なります。

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

※保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。

第9期(令和6～8年度)の第1号被保険者介護保険料

所得段階	対 象 者		負担割合	保険料月額 (保険料年額)
第1段階	世帯非課税	①生活保護を受けている人 ②住民税非課税世帯で老齢福祉年金(※1)を受給している人 ③住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が80万9千円以下の人	基準額 ×0.285	1,938円 (23,256円)
第2段階		住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が80万9千円を超えて120万円以下の人	基準額 ×0.365	2,482円 (29,784円)
第3段階		住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	4,658円 (55,896円)
第4段階	本人非課税	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が80万9千円以下の人	基準額 ×0.9	6,120円 (73,440円)
第5段階		住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が80万9千円を超える人	基準額	6,800円 (81,600円)
第6段階	世帯課税 本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が120万円未満の人	基準額 ×1.2	8,160円 (97,920円)
第7段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	8,840円 (106,080円)
第8段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	10,200円 (122,400円)
第9段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	11,560円 (138,720円)
第10段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が420万円以上620万円未満の人	基準額 ×1.9	12,920円 (155,040円)
第11段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が620万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.1	14,280円 (171,360円)
第12段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が820万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.3	15,640円 (187,680円)
第13段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.4	16,320円 (195,840円)
第14段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額 ×2.5	17,000円 (204,000円)
第15段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が2,000万円以上の人	基準額 ×2.6	17,680円 (212,160円)

・第1段階から第3段階の負担割合は、低所得者層に対する介護保険料軽減対策により、市の定めた負担割合よりも軽減されています。

・令和6年度以前の第1・2・4・5段階の基準となる課税年金収入額の合計は80万円でしたが、令和7年度以降は80万9千円へ変更となります。

(※1) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

(※2) 合計所得金額

- ・収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額の事で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ・合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。
- ・保険料段階が第1～5段階の方で、所得金額調整控除の適用がある場合
合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、「給与所得金額に所得金額調整控除額を加えて得た額から10万円を控除」した金額を用います。
- ・保険料段階が第1～5段階の方で、所得金額調整控除の適用がない場合
合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、「給与所得から10万円を控除」した金額を用います。

(※3) 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額の事です。

なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。